



SMILE SATELLITE

インボイス制度について



税理士法人
堀江会計事務所

経営のトータル・アドバイザー
ユアズブレン

目次 インボイス登録した方がよいのか

①免税事業者（再確認）

②インボイス登録をしなくても問題ない場合

③インボイス登録を検討した方がよい場合

④登録判定フローチャート

※ この動画は免税事業者向けです。
既に課税事業者の方は、ほとんどの場合でインボイス登録による
デメリットはありませんので、登録申請を進めていきましょう。

（一部例外がありますので、登録申請前に必ず担当者へご相談ください）

① 免税事業者（再確認）

基準期間（2期前）の課税売上高が1,000万円以下の事業者



消費税の申告・納付義務がありません

免税事業者の方が、インボイス登録を行った場合は
課税事業者となり、消費税の申告・納付義務が発生します。

では・・・
インボイス登録した方がよいの？
しない方がよいの？



例を挙げて解説します。

② インボイス登録をしなくても問題ない場合

- ・取引先が事業者ではなく、一般の消費者
⇒ 一般の消費者は消費税関係ない
例) 八百屋・魚屋・個人学習塾・理髪店・美容室・居住用建物賃貸業など
- ・取引先が免税事業者の場合
⇒ 取引先自体も消費税仕入税額控除が関係ない
- 注) 取引先が免税事業者かどうかを確認する
- ・取引先が消費税簡易課税事業者の場合
⇒ 消費税計算に仕入税額控除を使わない

注) 取引先が簡易課税事業者どうかを確認する

⇒適格請求書（インボイス）の発行を求められない事業者の方は登録の必要なし！

③ インボイス登録を検討した方がよい場合

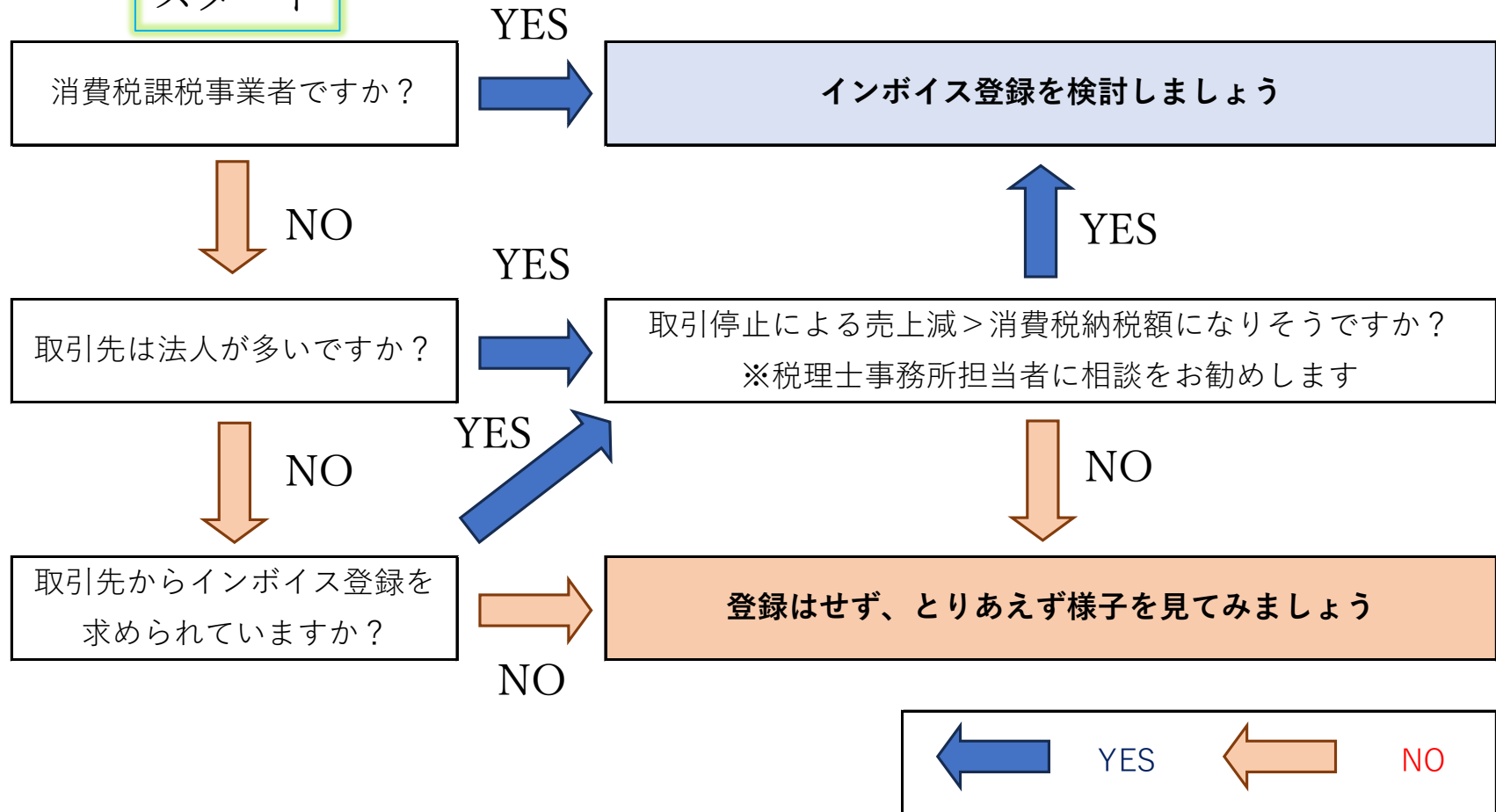
- ・ 売上が1,000万円を超えている
⇒既に課税事業者であればインボイス登録するだけ
- ・ 取引先に法人が多い
⇒法人は課税事業者であることが多く、消費税の計算で仕入税額控除を行っている所が多い。
インボイス登録をしておかないと取引先の消費税負担が増えてしまう。

注) インボイス登録をしなければ取引を停止されることも考えられます。

インボイス登録するか否かは、取引停止になった場合の売上減少や、登録した場合の消費税の負担額など、両方の面から考えて判断することになります。早めに検討を始めましょう。

登録判定フローチャート

スタート



判断が難しい場合は担当者までお問い合わせください。

SMILE SATELLITE



税理士法人

堀江会計事務所



経営のトータル・アドバイザー
ユアーズブレン